

宮崎日日新聞「くらしの相談」（令和5年6月22日）掲載

○ 県外にある実家の墓じまいをするには？

【問】

遠方の県外に実家があるが、兄弟姉妹で墓じまいをすることを考えている。
どのような手続で進めるべきなのか知りたい。

【回答】

相談を受けた行政相談委員が、必要となる一般的な手続を調べ、相談者に次のとおり情報提供しました。

お墓に納められているご遺骨を勝手に取り出して別の場所に納骨したりすることはできません。

まずは、親族間で改葬先を決めて、現在の墓所が所在する市町村から改葬許可を受ける必要があります。

この際、現在の墓所の管理者から、ご遺骨が納骨されていることを証明する書類（埋蔵証明書など）を入手する必要がありますので、事前に管理者を特定し、相談しておく必要もあります。

改葬許可の申請窓口は、福祉課、住民課、戸籍課など市町村によって様々ですので、まずは現在の墓所がある市町村にお問い合わせください。